



教職員等記録
(平成15年4月導入)

編集・発行：熊本県教育庁教育政策課
〒862-8609 熊本県中央区水前寺6丁目18番1号
Tel：096(333)2699
Mail：kyouikuseisaku@pref.kumamoto.lg.jp



～「熊本の学び」研究指定校の研究発表会の紹介～

熊本の未来の創り手となる子供たちの学びの姿を公開します!



県では、「熊本の学び推進プラン」に基づく具体的な実践事例を県内の学校に普及するため、令和2年度から2年間、下記3校を「熊本の学び研究指定校」に指定しました。

3校ではそれぞれ研究テーマを定め、「熊本の学び」の基本方針を踏まえた、学校の特色ある取組を推進しており、この度、研究の成果を公開授業での「子供の学びの姿」をとおして発表します（発表に当たっては、感染防止対策に万全を期すとともに、オンライン等での配信を組み合わせる場合もあります）。

「熊本の学び」では、子供を中心に、学校、家庭、地域に行政を含めた「五者」で連携した取組を大切にしています。保護者の方々におかれましては、今後も県内の各学校における取組への御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

キャリア教育研究
大津町立大津中学校

<期日>
令和3年11月8日(月)
<研究テーマ>
自ら未来を切り拓く力を身につけた生徒の育成
<公開授業>
社会、英語、総合的な学習の時間、学級活動

学力向上プロジェクト研究
天草市立本渡中学校

<期日>
令和3年11月5日(金)
<研究テーマ>
自ら「学び続ける力」の育成
<公開授業>
国語、社会、数学、理科
英語、道徳科

学力向上プロジェクト研究
八代市立第一中学校

<期日>
令和3年11月26日(金)
<研究テーマ>
「学びに向かう力」を備えた子供の育成
<公開授業>
国語、社会、数学、理科、家庭、英語、道徳科、学級活動

この記事に関する問い合わせ先：義務教育課（096-333-2688）

目指せ！ICT教育日本一！～学校情報化認定取得続々と～

5月からスタートした「くまもとGIGAスクールプロジェクト」による取組みが本格化し、県下の学校で教職員の研修が実施されています。

特に夏休み中は多くの研修が行われ、県教育委員会の職員も講師として学校に出向き、現場の先生方と一緒に操作方法や具体的な活用等について学びあいました。



くまもとGIGAスクールプロジェクト中心校の教職員研修の様子（菊陽町立菊陽中部小学校）

<優良校に認定されました！>

- R3.6.18 山江村立山田小学校（再認定）
- R3.6.18 山江村立万江小学校（再認定）
- R3.7.2 産山村立産山学園（再認定）
- R3.7.7 高森町立高森中学校（再認定）
- R3.7.9 高森町立高森東学園義務教育学校（再認定）
- R3.7.9 高森町立高森中央小学校（再認定）
- R3.7.21 八代市立八代小学校
- R3.7.21 阿蘇市立波野中学校
- R3.7.21 阿蘇市立阿蘇小学校
- R3.7.28 南関町立南関第三小学校
- R3.8.4 八代市立植柳小学校
- R3.8.9 阿蘇市立波野小学校
- R3.8.9 小国町立小国小学校
- R3.8.23 熊本県立熊本西高等学校

*再認定：これまでに認定を受けていた学校の更新申請による認定



この記事に関する問い合わせ先：教育政策課（096-333-2673）

新型コロナウイルス感染症に関する 偏見や差別を防ぐのは、私たち一人一人です

新型コロナウイルス感染症が広がるにつれて、感染した方やその家族、医療従事者などに対する偏見や差別、またワクチン接種の有無に伴う偏見や差別的な取扱いなど、様々な人権侵害が発生しています。

インターネットやSNS上での差別的な言動の主な事例

- ・インターネット上での感染者の写真検索、いわゆる犯人探し。
- ・地方自治体が公表した地域名や行動歴から感染者本人やその家族を特定した上でのインターネット上での非難や誹謗中傷。
- ・感染者及び家族等の勤務先、立寄り先等の行動履歴の情報がSNS上に拡散。
- ・感染者とは別の者が感染者として拡散され、その者の店舗経営に支障を来すなど、誤情報の拡散による被害。

(内閣官房新型インフルエンザ等対策有識者会議資料から)

感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難することは、人権侵害に当たります。



自分の言動が偏見や差別につながっていないか、「誰か」のことではなく「自分のこと」として考えてみましょう。正しい知識と情報を基に行動しましょう。それが、自分を、家族を、みんなを守ることに繋がります。

<チラシ↓>



部落差別のない社会を実現するために

県内では、今なお悪質な差別落書き、土地購入に際しての差別発言やインターネット上での差別情報の掲載などが発生しています。

これらの行為は重大な部落差別であり、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」第7条第2項等に違反する行為です。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

条例の第7条第2項では、県民や事業者の方々に対して、以下のとおり規定しています。

- 1 同和地区の所在が書いてある図書や地図等の提供をしてはいけません。
- 2 同和地区であるか否かを他者に教えたり、言い広めたりしてはいけません。
- 3 結婚や就職に際して、その人やその親族が同和地区に住んでいるか、住んでいたかについて調査を依頼してはいけません。
- 4 その他、同和地区に住んでいること又は住んでいたことを理由として、結婚及び就職に際しての差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはいけません。

私たち一人一人が、部落差別について正しく理解するとともに、自分の問題として捉え、具体的な行動につなげていきましょう

体験活動ボランティア チームを派遣しています!

子供たちに豊かな体験活動を提供して下さるボランティアチームを編成し、県内の小・中・義務教育学校において、体験活動や交流活動を行っています。



子供たちへの豊かな体験の提供をとおして、子供たちの人間性の育成を図っています。令和2年度は、体験活動ボランティアチーム(27チーム)を登録し、派遣を行いました。

令和2年度は、被災地支援ボランティアチーム(17チーム)を登録し、被災地へ学習支援の派遣を行いました。



活動例: ストラップ作り、バルーンアート、音楽遊び、手品、英会話遊び、科学実験遊び、ボードゲーム、かけこ教室、ニュースポーツ(ポッチャ、ペタンクなど)、水生昆虫で川の環境調査、読み聞かせ・手遊び、落語など

くまモンが先生となった 教育活動を行っています!

将来を担う子供たちが、郷土に誇りを持ち「夢」を描き、実現できるようにするため、「くまモン」を活用した効果的な学習活動・体験活動プログラムを募集し、様々な活動の場を提供しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年間6校の活動でした。例年は、10校程度です。



地域学校協働活動(地域と学校の連携・協働による授業や放課後子供教室での体験活動、地域未来塾での学習など)を実施している学校等が対象です。

この記事に関する問い合わせ先: 社会教育課 (096-333-2698)

第81回 県科学展

科学展の歴史

熊本県科学研究所物展示会(県科学展)は、1937年(昭和12年)2月に、「第1回児童生徒創案品表彰展覧会」として初めて開催し、今年度で第81回を迎えます。

児童生徒が取り組んだ科学研究所の優秀な作品を展示することで、児童生徒及び教職員の科学に関する興味・関心を喚起し、理科の見方・考え方を養うため毎年開催しています。



昨年度の一般公開の様子

昨年度の様子と今年度の予定

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で夏休みが短くなった学校もありましたが、およそ3万人の児童生徒の皆さんが科学研究に取り組みました。数年にわたってカブトムシを飼育しながら根気強く取り組んだ研究や冬の間から霜柱の観察を続けた研究、感染症予防のための手洗いやマスクの効果を検証した研究など、身の回りの自然や直面している課題を題材にしたものが多く出品されました。

今年度の一般公開は10月29日(金)から11月3日(水)まで、熊本市の託麻公民館にて感染症防止対策をとりながら行います(11月1日(月)は休館日)。

状況によっては中止する場合がありますので県立教育センターのHP(QRコード又は[コチラ](#)から)を御確認ください。HPでは、一般公開の情報だけでなく過去の作品、研究の進め方なども紹介していますので、是非参考にしてください、



この記事に関する問い合わせ先: 県立教育センター (0968-44-6611)